

第15期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

開催場所

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
新有楽町ビル7階 当社オフィス

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後6時30分まで

目次

第15期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	19
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告書	41

株式会社いつも

証券コード：7694



itsumo.

本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大状況をご確認のうえ、健康と安全面から慎重なご判断をお願い申し上げます。

本総会の議決権行使につきましては、同封の議決権行使書をご返送いただくか、インターネットによる方法もございます。

証券コード 7694

2022年6月13日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
新 有 楽 町 ビ ル
株 式 会 社 い つ も
代表取締役社長 坂 本 守

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大リスクを避けるため、適切な感染防止策を実施したうえで本株主総会を開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましてはご出席に代えて書面又はインターネットにより行うことができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後6時30分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
新有楽町ビル7階 当社オフィス
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://itsumo365.co.jp/ir/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査等委員会が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類の一部であります。

以上

【株主の皆様へのお願い】

- ・株主様の健康と安全を第一に考え、健康状態にかかわらず、可能な限り株主総会へのご来場はお控えいただきますようお願い申し上げます。ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調がすぐれない方は、特に慎重なご判断をお願いいたします。
- ・株主様の議決権は、書面又はインターネットによっても行使することができますので、ぜひご利用をご検討ください。
- ・会場では、マスクのご着用や会場にご用意いたします消毒液による手指の消毒にご協力をお願いいたします。
- ・会場入口にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良とお見受けした方には、入場をお控えいただくことがありますので、ご了承ください。
- ・開催時間の短縮化を図るため、報告事項や議案の詳細な説明は短縮させていただく場合がございます。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知をお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ・役員及びスタッフはマスクを着用させていただきます。
- ・役員及びスタッフは当日検温を行い、体調を十分確認のうえ、参加いたします。
- ・会場内では換気のため出入口の扉を開放させていただく場合がございます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://itsumo365.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、議決権の行使には下記の3つの方法がございます。



書面の郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、切手を貼らずにご投函ください。

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後6時30分到着分



インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォンから、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト <https://www.web54.net>

議決権行使期限：2022年6月27日（月曜日）午後6時30分入力完了分



株主総会へのご出席による議決権行使

議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時：2022年6月28日（火曜日）午前10時
（受付開始午前9時30分）

❗ ご注意事項

- ※郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効なものとして取扱わせていただきます。
- ※インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

加えて、現行定款第39条(配当金の配当等の決定機関)につき、語句の誤字を修正するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>附則 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>附則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため3名の増員をし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、再任となる候補者については当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。また、新任の候補者については当社の事業特性及び今後の経営計画を考慮したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	再任 さかもと まもる 坂本 守	代表取締役社長
2	再任 もちづき ともゆき 望月 智之	取締役副社長 ビジネス本部長
3	再任 すぎうら みちゆき 杉浦 通之	取締役CFO コーポレート本部長
4	新任 たかぎ おさむ 高木 修	執行役員 ビジネス本部デジタルソリューション グループグループマネージャー
5	新任 ふるや おさむ 古屋 修	執行役員 ビジネス本部
6	新任 とびもと まさあき 鳶本 真章	執行役員 コーポレート本部
7	再任 いそずみ たけし 五十棲剛史	独立役員 社外取締役

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>さかもと まもる 坂本 守 (1970年10月7日生)</p>	<p>1993年4月 株式会社コムソン社入社</p> <p>1996年4月 株式会社フジプレミアム入社</p> <p>1999年5月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社</p> <p>2007年2月 当社設立代表取締役社長（現任）</p> <p>2021年4月 いつもキャピタル株式会社代表取締役（現任）</p> <p>2021年6月 いつもコマース株式会社代表取締役</p> <p>2021年12月 いつもコマース株式会社取締役（現任）</p>	2,640,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>坂本守氏は、2007年の創業から当社の発展を牽引するなど経営に関して豊富な経験・実績・知見を有しており、当社の経営の推進と継続的成長のための強いリーダーシップを発揮していることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p>再任</p> <p>もちづき とも ゆき 望月 智之 (1977年1月26日生)</p>	<p>1999年4月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社</p> <p>2007年2月 当社設立取締役副社長</p> <p>2017年3月 ワークトピア株式会社取締役</p> <p>2020年4月 当社取締役副社長ビジネス本部長（現任）</p> <p>2021年4月 いつもキャピタル株式会社取締役（現任）</p> <p>2021年6月 いつもコマース株式会社取締役（現任）</p> <p>2021年10月 株式会社ビーラン取締役（現任）</p>	1,360,000株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>望月智之氏は、2007年の創業から取締役として、当社の各事業に携わり、幅広い事業経験、豊富な知見を有しております。当社においては事業部門の責任者として、特に新規事業において重要な役割を果たしていることから取締役として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	<p>再任</p> <p>すぎ うら みち ゆき 杉 浦 通 之 (1980年10月28日生)</p>	<p>2003年 4 月 株式会社日野会計入社</p> <p>2006年12月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社</p> <p>2010年 7 月 公認会計士登録</p> <p>2015年 8 月 freee株式会社入社</p> <p>2016年 2 月 税理士登録</p> <p>2016年10月 株式会社ブレイド入社</p> <p>2018年 4 月 株式会社ブレイド執行役員</p> <p>2020年 3 月 当社入社 執行役員</p> <p>2020年 4 月 当社執行役員CFO管理本部長</p> <p>2020年 9 月 当社取締役CFO管理本部長</p> <p>2021年 4 月 当社取締役CFOコーポレート本部長（現任） いつもキャピタル株式会社取締役（現任）</p> <p>2021年 6 月 いつもコマース株式会社取締役（現任）</p> <p>2021年10月 株式会社ビーラン監査役（現任）</p>	1,400株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>杉浦通之氏は、現在コーポレート本部の取締役を務め、また公認会計士及び税理士の資格を保有しており、幅広い知識、経験を活かして適切な経営管理とコーポレートガバナンスの実行に重要な役割を果たしていることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
4	<p>新任</p> <p>たか ぎ おさむ 高 木 修 (1975年7月3日生)</p>	<p>1998年 4 月 株式会社船井総合研究所入社</p> <p>2002年 8 月 株式会社日本エル・シーエー入社</p> <p>2006年11月 株式会社アリゾン設立 代表取締役</p> <p>2010年 2 月 当社入社</p> <p>2019年 9 月 当社執行役員ECラボ事業部管掌</p> <p>2019年12月 当社執行役員デジタルソリューション事業部管掌</p> <p>2020年 4 月 当社執行役員ビジネス本部デジタルソリューショングループグループマネージャー（現任）</p> <p>2021年10月 株式会社ビーラン取締役（現任）</p>	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>高木修氏は、ECにおける豊富な経験と知見を有しており、同氏の実務経験から培われた見識により当社入社以来、当社の事業の主力であるECコンサルティングの発展・成長に寄与してきました。これらにより、当社のさらなる事業成長が期待できると考え、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	<p>新任</p> <p>ふる や おさむ 古 屋 修 (1970年1月28日生)</p>	<p>1995年9月 アクセンチュア株式会社入社</p> <p>2005年2月 アント・キャピタル・パートナーズ株式会社入社</p> <p>2008年3月 ACA株式会社入社（アント・キャピタル・パートナーズ株式会社から分社化）</p> <p>2014年7月 株式会社サンライズ・ヴィラ（現ライクケア株式会社）取締役副社長</p> <p>2016年12月 株式会社サクセスアカデミー（現ライクキッズ株式会社）取締役経営企画部長</p> <p>2018年1月 東京建物シニアライフサポート株式会社取締役副社長</p> <p>2018年7月 東京建物スタッフィング株式会社取締役</p> <p>2020年12月 株式会社ユニマットプレシャス代表取締役副社長</p> <p>株式会社ユニマットライフ常務取締役</p> <p>2021年1月 群馬サファリ・ワールド株式会社代表取締役社長</p> <p>2021年4月 株式会社ユニマットプレシャス代表取締役社長</p> <p>2021年12月 当社入社 執行役員（現任）</p> <p>いつもコマース株式会社代表取締役（現任）</p>	2,700株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>古屋修氏は、大手投資会社での企業再生に携わった経験から、事業戦略に関する知見を有しており、役員としての経験も豊富であります。また2021年12月より当社子会社の代表取締役を務めており、当社グループの成長戦略の推進に適任であると判断したことから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	<p>新任</p> <p>とび もと まさ あき 鳶 本 真 章 (1983年3月19日生)</p>	2006年4月 日産自動車株式会社入社 2010年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2011年5月 デロイト トーマツコンサルティング株式会社入社 2012年5月 ユニリーバ・ジャパン・サービス株式会社入社 2013年1月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社入社 2013年10月 株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン入社 2014年5月 株式会社LIXILグループ入社 2017年8月 株式会社カクヤス入社 2018年1月 株式会社NIインテリジェントイニシアティブ執行役員 2018年5月 KDDIコマースフォワード株式会社入社 2018年10月 株式会社トリドールホールディングス入社 2019年7月 株式会社トリドールホールディングス執行役員CHRO兼経営戦略本部長 2020年4月 株式会社丸亀製麺取締役 株式会社肉のヤマキ取締役 株式会社トリドールビジネスソリューションズ代表取締役副社長 株式会社TDインベストメント代表取締役社長 2021年5月 合同会社IDEAL Arts設立 代表社員CEO (現任) 2022年2月 当社入社 執行役員 (現任)	一株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>鳶本真章氏は、経営企画や人事企画等の業務に長年携わり、豊富な経験と実績を有しております。当社の今後の経営戦略を立案、実行するとともに、最適なコーポレート・ガバナンス体制の実現を期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	<p>再任 社外 独立</p> <p>いそづみ たけし 五十樓 剛史 (1963年11月23日生)</p>	<p>1987年4月 株式会社西武百貨店（現株式会社そごう・西武）入社</p> <p>1990年1月 株式会社日本エル・シー・エー入社</p> <p>1994年5月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）入社</p> <p>2003年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）執行役員</p> <p>2007年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役執行役員</p> <p>2010年3月 株式会社船井総合研究所（現株式会社船井総研ホールディングス）取締役常務執行役員</p> <p>2014年7月 株式会社船井総合研究所取締役常務執行役員</p> <p>2016年1月 株式会社船井総研ホールディングス取締役常務執行役員</p> <p>2018年3月 株式会社iOffice設立代表取締役（現任） 株式会社シンカ取締役</p> <p>2018年4月 株式会社DATAKIT社外取締役（現任） 株式会社ONPA JAPAN社外取締役（現任）</p> <p>2018年5月 株式会社タクセル （現Marketing-Robotics株式会社）取締役</p> <p>2018年7月 当社取締役（現任）</p> <p>2018年9月 BaseLayer株式会社取締役</p> <p>2019年4月 リネシス株式会社取締役</p> <p>2020年4月 株式会社デジタルシフト取締役副社長 boost technologies株式会社社外取締役（現任）</p> <p>2021年5月 株式会社ミギナナメウ工取締役（現任）</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>五十樓剛史氏は、上場会社での取締役としての経験があり、株式会社iOfficeの代表取締役を務められ、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、専門的な視点から当社への助言や業務執行に対する適切な監督をいただいております。当社は、同氏のこのような豊富な経験・見識及びそれに基づく助言・監督が、当社事業計画及び成長戦略の実現、並びに当社の株主価値・企業価値向上のために必要であると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は五十棲剛史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
 4. 五十棲剛史氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は五十棲剛史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
 5. 五十棲剛史氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本定時株主総会終結の時をもって、3年11か月となります。
 6. 五十棲剛史氏は過去に当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 7. 五十棲剛史氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
 8. 五十棲剛史氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 9. 五十棲剛史氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 10. 五十棲剛史氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 11. 坂本守氏の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社つづくが所有する株式数を含めて表示しております。
 12. 望月智之氏の所有する当社の株式の数は、同氏の資産管理会社である株式会社望月智之事務所が所有する株式数を含めて表示しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役有本康隆氏、佐藤義幸氏及び上山亨氏は任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当
1	新任 新熊 聡 しん くま さとし	独立役員 ー
2	再任 上山 亨 かみ やま とおる	独立役員 社外取締役（監査等委員）
3	新任 岡田 章二 おか だ しょう じ	独立役員 ー

株主総会参考書類

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">常勤</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 5px;"> しん くま さとし </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> 新 熊 聡 </div> <div style="margin-top: 5px;">(1973年8月3日生)</div>	<p>1998年4月 JSR株式会社入社</p> <p>2007年12月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所</p> <p>2010年7月 国広総合法律事務所入所</p> <p>2014年2月 株式会社トリドール（現株式会社トリドールホールディングス）入社</p> <p>2014年6月 株式会社トリドール（現株式会社トリドールホールディングス）総務部長</p> <p>2019年4月 株式会社トリドールホールディングス 法務部長</p> <p>2020年9月 株式会社トリドールホールディングス 法務コンプライアンス部長（現任）</p> <p>2021年4月 Tam Jai International Co. Limited （香港証券取引所メインボード上場）非 常勤取締役（現任）</p> <p>2021年10月 春名・田中・細川法律事務所カウ ンセル（現任）</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>新熊聡氏は、弁護士としての資格を有し、弁護士事務所での勤務経験だけでなく事業会社における法務部での勤務の経験も有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補者としての選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は直接会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての知見及び事業会社における経験等を活かして、当社におけるガバナンスの強化を果たしていただくことを期待し、常勤監査等委員としてお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	<p>再任 社外 独立</p> <p>かみ やま とおる 上 山 亨 (1977年10月11日生)</p>	<p>2000年4月 野村證券株式会社入社 2017年8月 カケルパートナーズ合同会社設立 代表社員（現任） 2017年11月 HEROZ株式会社取締役（監査等委員） （現任） 2019年6月 ビープラッツ株式会社社外取締役（現任） 2019年12月 株式会社クラウドワークス社外取締役 2020年2月 当社監査役 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 上山亨氏は、長年にわたる証券会社での豊富な経験に基づき、財務及び会計に関する知見を有しております。その観点から取締役会等の中で経営戦略・計画への策定への率直な意見・提言をいただいております。当社の意思決定の健全性と透明性に寄与いただいております。この実績を踏まえ、今後も当社の監査等委員である社外取締役として、経営の管理監督強化に活かすことができると判断し、引き続き監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	<p>一株</p>
3	<p>新任 社外 独立</p> <p>おか だ しょう じ 岡 田 章 二 (1965年10月9日生)</p>	<p>1986年1月 ユニバース情報システム株式会社入社 1993年3月 株式会社ファーストリテイリング入社 1998年7月 株式会社ファーストリテイリング情報システム部部长 2002年9月 株式会社ファーストリテイリング執行役員CIO 2016年11月 RIZAPグループ株式会社入社 2017年1月 RIZAP株式会社取締役 健康コーポレーション株式会社取締役 健康コミュニケーションズ株式会社取締役 2017年6月 RIZAPグループ株式会社取締役 2018年6月 健康コミュニケーションズ株式会社代表取締役 夢展望株式会社取締役 2019年6月 ISENSE株式会社代表取締役（現任）</p> <p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 岡田章二氏は、上場会社における取締役の経験があり、またISENSE株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。経営全般に対して助言と提言をいただくことで、中長期的な当社及び当社グループの企業価値の向上につながることを期待し、監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は上山亨氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、新熊聡氏、岡田章二氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 4. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏の各氏は社外取締役候補者であります。上山亨氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、新熊聡氏及び岡田章二氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。
 5. 新熊聡氏は現在、株式会社トリドールホールディングス法務コンプライアンス部長であります。2022年6月をもって退職する予定であります。
 6. 上山亨氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。なお、同氏は当社が監査等委員会設置会社への移行前は、社外監査役でありました。
 7. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は過去に当社又は当社の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
 8. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったこともありません。
 9. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったこともありません。
 10. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 11. 新熊聡氏、上山亨氏及び岡田章二氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。

(ご参考) 第2号議案及び第3号議案が承認されたのちの経営体制 (予定)

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 候補者及び監査等委員である取締役の有する主な経験や見識を踏まえ、該当する項目に●印をつけています。

氏名	役職	社外独立	監査等委員	専門性と経験				
				企業経営	法務・リスク・コンプライアンス	財務・会計・税務	人事・労務	業界の知見
坂本 守	代表取締役社長			●				●
望月 智之	取締役副社長			●				●
杉浦 通之	取締役CFO				●	●	●	
高木 修	取締役							●
古屋 修	取締役			●				
鷲本 真章	取締役			●			●	
五十棲 剛史	取締役	社外独立		●				
新熊 聡	取締役監査等委員	社外独立	○ (常勤)		●			
上山 亨	取締役監査等委員	社外独立	○			●		
岡田 章二	取締役監査等委員	社外独立	○	●				

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）におけるわが国経済は、年初から緊急事態宣言が発令されるなど新型コロナウイルス感染症拡大による行動規制が続きましたが、ワクチン接種の促進や各種感染拡大防止策により徐々に行動規制が緩和されつつあります。経済活動についても持ち直しの動きが期待されるものの、同感染症の動向が読めないことから依然として先行き不透明な状況が継続すると見込んでおります。

当社グループの事業を取り巻く環境は、コロナ禍での不要不急の外出自粛やリモートワークの浸透がEC市場の成長ドライバーとなり、昨年に引き続きEC市場は高い成長力を維持しております。株式会社富士経済が公表した「通販・e-コマースビジネスの実態と今後2022」によれば、2014年のEC市場の規模は6.1兆円、そのうち仮想ショッピングモール（以下、「ECプラットフォーム市場」という）の規模は3.1兆円（EC市場全体の51.1%）でしたが、2021年のEC市場の規模は12.5兆円、そのうちECプラットフォーム市場の規模は9.2兆円（EC市場全体の73.8%）となっており、EC市場規模の成長は、ECプラットフォーム市場の拡大が牽引していることが示されています。

このような経営環境の中、当社グループが行っているEC支援事業についても引き続き高いニーズをいただいております。

ECマーケットプレイスサービスにおいては、EC事業代行（公式ブランドサイト運営）にて取扱いしている各ブランドの堅実な成長に加え、ブランドバリューアップ（自社ブランドの取得・開発）が好調に推移したことで売上高の増加に貢献いたしました。今後においても既存ブランドのさらなる成長と新規ブランドの獲得に注力してまいります。

ECマーケティングサービスにおいても、EC事業に注力している顧客企業から当社サービスへのニーズは高く、当期についても順調に推移しております。特に他プラットフォームへの出店支援や新規案件の獲得が売上につながりました。また、契約期間から発生する売上であるストック売上高の割合は、当連結会計年度で92.8%となり安定した収益基盤の構築ができております。

これらの結果、ECマーケットプレイスサービスの売上高は9,435,458千円、ECマーケティングサービスの売上高は2,217,311千円となり、当連結会計年度の売上高は11,652,770千円、営業利益は604,364千円、経常利益は583,836千円、親会社株主に帰属する当期純利益は361,136千円となりました。

なお、当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度との比較はしておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資等の総額は27,670千円（無形固定資産を含む）であり、その主なものは、人員増加に伴うPCの購入と、社内環境整備のための社内システム導入となります。なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、資金の機動的かつ安定的な調達に向け、取引銀行5行との間に総額23億円のコミットメントライン契約と3億円の当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末において当座貸越契約に基づく借入実行残高は3億円であります。

(4) 対処すべき課題

① 提供サービスの強化

当社グループは、EC運営事業者に対して、事業戦略立案からショップの構築・運営、そして物流・配送までをワンストップで提供する「ECワンプラットフォーム構想」の実現を目指しております。ワンストップで支援することにより独自に積み上げてきたノウハウで、EC運営事業者への新規サービス提供を増やすだけでなく、サービスの契約継続にも活用してまいります。また、市場シェアや広告出稿などのデータの活用を行い、当社サービスのさらなる質の向上を図っております。

② 優秀な人材の獲得及び育成

当社グループのサービスの提供には、優秀な人材確保が必要不可欠であります。当社グループはAmazon、楽天市場、Yahoo! ショッピング、自社ECサイトなど様々なプラットフォーム向けのサービスを提供しております。そのため、EC運営に関する知識や経験のある人材の採用を推進するだけでなく、従前より未経験者を採用し育成に努めておりますが、社内研修やOJTを通じてノウハウを身につけることができる育成体制の強化に取り組んでおります。

③ 内部管理体制の強化

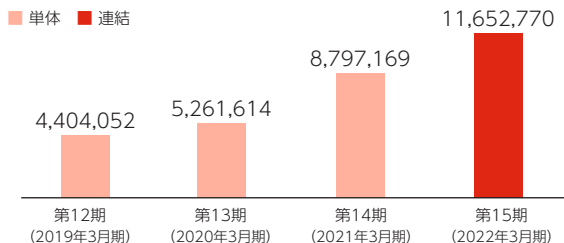
当社グループは、現在成長途上にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。そのため、管理部門業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、関連法令に関する研修や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化を行い、コーポレート・ガバナンス機能の充実等を図っております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

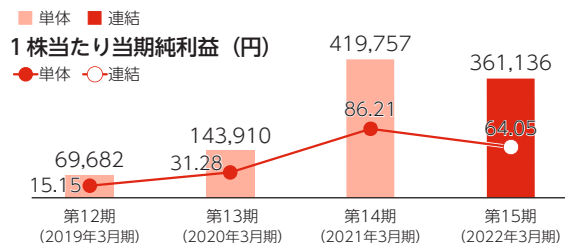
区 分	2019年3月期 第12期	2020年3月期 第13期	2021年3月期 第14期	2022年3月期 (当連結会計年度) 第15期
売上高	4,404,052 千円	5,261,614 千円	8,797,169 千円	11,652,770 千円
経常利益	80,677 千円	198,165 千円	547,856 千円	583,836 千円
親会社株主に帰属する 当期純利益	69,682 千円	143,910 千円	419,757 千円	361,136 千円
1株当たり当期純利益	15.15 円	31.28 円	86.21 円	64.05 円
総資産	1,627,523 千円	2,260,370 千円	4,431,542 千円	6,926,760 千円
純資産	32,442 千円	176,352 千円	2,027,078 千円	2,407,751 千円
1株当たり純資産	7.05 円	38.34 円	361.33 円	423.08 円

- (注) 1. 第12期につきましては、事業年度の変更に伴い、2018年1月1日から2019年3月31日までの15カ月間となっております。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第12期、第13期及び第14期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。
3. 当社グループは、2019年8月9日付で普通株式1株につき1,000株、2020年9月4日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。2019年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

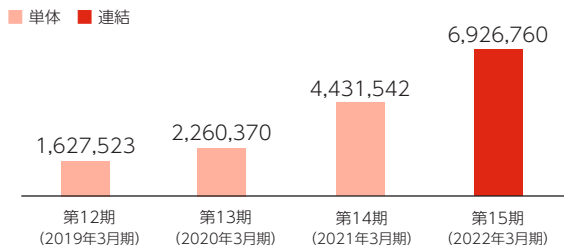
売上高 (千円)



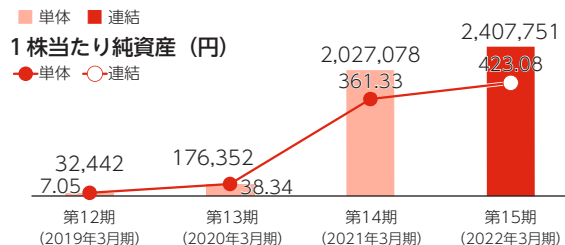
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)



総資産 (千円)



純資産 (千円)



(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第12期、第13期及び第14期の親会社株主に帰属する当期純利益については、当社単体の当期純利益を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
いつもコマース株式会社	10,000 千円	100%	D2C・ECブランドのM&A、企画、開発、マーケティング、運営、販売
株式会社ビーラン	5,000 千円	100% (100%)	スノーボードを中心としたスポーツ用品の企画、製造、卸販売、ECサイトの運営

- (注) 1. 重要な子会社は、資本金及び出資比率を参考に選択しております。
 2. 出資比率欄の()内は、間接所有割合を内数で記載しています。
 3. 当社の連結子会社は、上記2社を含め7社であります。
 4. いつもコマース株式会社は2021年6月15日に設立しております。
 5. 株式会社ビーランは、2021年10月1日付の株式取得により当社の連結子会社となりました。

- ③ 特定完全子会社に関する事項
該当事項はありません。
- ④ その他
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループの主要な事業はEC全般に関する支援事業であり、国内外企業のEC事業の立ち上げからフルフィルメントまで総合アウトソースをワンストップで提供し、売上・利益の拡大を支援しております。

サービス	主要サービス内容
ECマーケットプレイスサービス	自社ブランドの商品またはブランドメーカーから仕入れた商品を、委託先倉庫で保管し、国内の最適なプラットフォームを横断して販売・配送
ECマーケティングサービス	EC事業者の抱える事業課題に対して、国内の複数のプラットフォームにおける、マーケティング、コンサルティング、デザイン、サイト運営等のEC業務をサポート

(8) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都千代田区

② 子会社

名称	所在地
株式会社ビーラン	大阪府吹田市

事業報告

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
248名 (43名)	—

- (注) 1. 第15期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。
2. 従業員数は就業員数であり、パート社員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 執行役員は従業員数に含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
227名 (38名)	52名増 (2名増)	31歳8か月	2年11か月

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート社員は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 従業員数が前期末と比較して増加した理由は、業容の拡大によるものであります。
3. 執行役員は従業員数に含まれておりません。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,243,131 千円
株式会社商工組合中央金庫	903,510 千円
三井住友信託銀行株式会社	300,000 千円
株式会社りそな銀行	204,820 千円
株式会社きらぼし銀行	96,310 千円
株式会社横浜銀行	53,052 千円
株式会社三菱UFJ銀行	40,044 千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,691,000株
- (3) 株主数 2,605名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社つづく	2,400,000 株	42.17 %
株式会社望月智之事務所	1,200,000 株	21.09 %
坂本 守	240,000 株	4.22 %
望月 智之	160,000 株	2.81 %
丸谷 和徳	100,000 株	1.76 %
楽天証券株式会社	95,300 株	1.67 %
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	85,700 株	1.51 %
株式会社SBI証券	71,600 株	1.26 %
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	64,300 株	1.13 %
岩崎 泰次	33,000 株	0.58 %

- (注) 1. 株式会社つづくは当社代表取締役である坂本守が株式を保有する資産管理会社であります。
 2. 株式会社望月智之事務所は当社取締役である望月智之が株式を保有する資産管理会社であります。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式数	発行総額	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	900株	3,114千円	1名

- (注) 1. 上記株式は、全て譲渡制限付株式報酬であります。
 2. 付与対象取締役は、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時まで譲渡制限期間が設けられており、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。
 3. 付与対象取締役が、譲渡制限期間において、取締役の地位もしくは任期満了その他の正当な理由により退任もしくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合には、譲渡制限期間が満了した時点をもって、保有する株式の全部についての譲渡制限が解除されます。
 4. 上記のほか、新株発行により、従業員に対して、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、5,700株を譲渡制限付株式として交付しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が74,400株、資本金が1,525,200円、資本準備金が1,525,200円増加しております。
- ② 2021年7月21日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、3,900株増加しております。
- ③ 2022年2月28日付の譲渡制限付株式報酬としての新株式発行により、2,700株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第1回新株予約権	第3回新株予約権		
発行決議日		2019年9月24日	2020年4月1日		
新株予約権の数		12,260個	7,960個		
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 245,200株 (新株予約権1個につき20株)	普通株式 159,200株 (新株予約権1個につき20株)		
新株予約権の払込金額		1株につき41円	1株につき41円		
権利行使期間		2021年9月25日から 2029年9月24日まで	2022年4月2日から 2030年4月1日まで		
行使の条件		(注) 2	(注) 2		
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 (注) 3	1個	新株予約権の数 (注) 3	1,100個
		目的となる株式数	1株	目的となる株式数	22,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	150個	新株予約権の数	100個
		目的となる株式数	3,000株	目的となる株式数	2,000株
		保有者数	1名	保有者数	1名
取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	120個	新株予約権の数	510個	
	目的となる株式数	2,400株	目的となる株式数	10,200株	
	保有者数	2名	保有者数	3名	

(注) 1. 2020年8月14日開催の取締役会決議により、2020年9月4日付で1株を20株とする株式分割を行っております。上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の払込金額」は、株式分割後の数値を記載しております。

2. 行使の条件は以下のとおりです。

- i 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を含む）、監査役又は従業員のうち正社員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合に限り権利行使をなしうるものとする。
- ii 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

- iii その他の条件については、第1回新株予約権については2019年9月24日開催の当社臨時株主総会及び2019年9月24日開催の取締役会決議に基づき、第3回新株予約権については2019年9月24日及び2020年4月1日開催の当社臨時株主総会、及び2020年4月1日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- 3. 取締役（社外取締役を除く）が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものを含んでおります。
- 4. 取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、監査等委員会設置会社へ移行前の監査役時に付与されたものであります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社第1回新株予約権は、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約」の規定に基づき、2021年9月14日及び2022年3月15日の取締役会決議により、合計285個分の新株予約権を消却しています。

当社第3回新株予約権は、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約」の規定に基づき、2021年9月14日及び2022年3月15日の取締役会決議により、合計320個分の新株予約権を消却しています。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
坂本 守	代表取締役社長	いつもキャピタル株式会社代表取締役 いつもコマース株式会社取締役
望月 智之	取締役副社長	ビジネス本部長 いつもキャピタル株式会社取締役 いつもコマース株式会社取締役 株式会社ビーラン取締役
杉浦 通之	取締役 CFO	コーポレート本部長 いつもキャピタル株式会社取締役 いつもコマース株式会社取締役 株式会社ビーラン監査役
五十棲 剛史	取締役	株式会社iOffice代表取締役 株式会社DATAKIT社外取締役 株式会社ONPA JAPAN社外取締役 boost technologies株式会社社外取締役 株式会社ミギナメウエ取締役
有本 康隆	取締役 (常勤監査等委員)	株式会社ビビットガーデン監査役
佐藤 義幸	取締役 (監査等委員)	TMI総合法律事務所パートナー 株式会社エンゼルグループ社外取締役
上山 亨	取締役 (監査等委員)	カケルパートナーズ合同会社代表社員 HEROZ株式会社取締役 (監査等委員) ビープラッツ株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役五十棲剛史、取締役 (監査等委員) 有本康隆、佐藤義幸及び上山亨は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員を除く) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、有本康隆氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 当社は、取締役五十棲剛史、取締役 (監査等委員) 有本康隆、佐藤義幸及び上山亨を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 上山亨は、証券会社における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 関豊氏は、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

6. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役名	氏名	職名
執行役員	高木 修	ビジネス本部デジタルソリューショングループ グループマネージャー 株式会社ビーラン取締役
執行役員	本多 正史	ビジネス本部フルフィルメントグループ グループマネージャー
執行役員	義家 聖太郎	ビジネス本部HR・採用支援グループ グループマネージャー
執行役員	立川 哲夫	ビジネス本部DX戦略グループ グループマネージャー
執行役員	古屋 修	ビジネス本部 いつもコマース株式会社代表取締役
執行役員	鷹本 真章	コーポレート本部

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が補填されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会において決議しており、その概要は次のとおりであります。

ア. 役員報酬の基本方針

下記3つの条件を満たしたものであることとしております。

- ・当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであること
- ・株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること
- ・報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること

イ. 基本報酬の個別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬の限度の枠内で決定する。具体的には、当社の経営環境及び外部のデータベース等による同業他社や同規模の主要企業を調査・分析したうえで、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針

個人別の報酬額については、代表取締役にて検討のうえ、社外取締役から積極的な意見を聴取したうえで決定する。また、監査等委員である取締役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査等委員である取締役の報酬額は、監査等委員である取締役の協議によって決定するものとする。

エ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、監査等委員である取締役を含む社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は2020年6月26日開催の第13期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、報酬に関する決議の内容は下記のとおりであります。

役員区分	報酬の種類	決議時点における 役員の員数	報酬限度額	株主総会 決議年月日
取締役	年間報酬	取締役4名 (うち社外取締役1名)	年額200,000千円以内	2020年6月26日 第13期定時株主総会
	譲渡制限付株式報酬	取締役4名 (うち社外取締役1名)	年額40,000千円以内 (うち社外取締役分は 年額10,000千円以内)	2021年6月25日 第14期定時株主総会
監査等委員 である取締役	年間報酬	監査役3名 (うち社外監査役3名)	年額50,000千円以内	2020年6月26日 第13期定時株主総会

(注) 報酬には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含みません。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長坂本守が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は取締役会にて決定された方針に従い代表取締役社長坂本守が個人別の報酬額の案を提示し、社外取締役と審議したうえで決定しております。これらの権限を委任した理由は取締役会とは別の会議体を設けずに取締役会にて検討を行ったためでありま

す。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう取締役会において決定方針のとおり、他社の報酬水準をもとに当社のモデル水準について議論を行う等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員であるものを除く) (うち社外取締役)	109,014 (4,800)	105,900 (4,800)	—	3,114 (—)	4 (1)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	14,700 (14,700)	14,700 (14,700)	—	—	3 (3)

(注) 1. 上記の取締役の支給人数には、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く）1名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等として取締役に譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

⑤ 業績連動報酬に関する事項
該当事項はありません。

⑥ 非金銭報酬の内容
(ア) 新株予約権

取締役が業績向上への意欲と士気を一層高めること等を目的として取締役に對し新株予約権を交付しております。

当該株式報酬の内容及びその交付状況は「3. (1)当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(イ) 譲渡制限付株式報酬

取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年6月25日開催の第14期定時株主総会の決議に基づき、株式報酬制度を導入しており、取締役会決議を経て、対象者に対し普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。

当該株式報酬の交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
社外取締役五十棲剛史氏、社外取締役有本康隆氏、社外取締役佐藤義幸氏及び社外取締役上山亨氏の兼職先と当社との間には特別な利害関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
(ア) 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況	活動状況
取締役	五十棲 剛 史	取締役会 22/22回	当事業年度開催の取締役会において議案審議につき、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から発言を行っております。
取締役 (常勤監査等委員)	有 本 康 隆	取締役会 22/22回 監査等委員会 12/12回	当事業年度開催の取締役会において議案審議につき、長年にわたる内部監査及び監査役の経験からコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験に基づく発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	佐 藤 義 幸	取締役会 22/22回 監査等委員会 12/12回	当事業年度開催の取締役会において、議案審議につき、弁護士としての企業法務に関する専門的知見及び豊富な経験と幅広い見識から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	上 山 亨	取締役会 22/22回 監査等委員会 12/12回	当事業年度開催の取締役会において、議案審議につき、長年にわたる証券会社での豊富な経験に基づく、財務・会計・金融に関する知見から発言を行っております。

- (イ) 取締役の意見により変更された事業方針
重要な該当事項はありません。
- (ウ) 当社の不祥事等に関する対応の概要
重要な事実には該当する事項はありません。
- (エ) 社外取締役が果たすことがされる役割に対して行った職務の概要
五十棲剛史氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見と多角的な指摘から、取締役会やその他の会議において、当社の経営戦略や事業計画の策定に関する意見・助言を行っております。
有本康隆氏は、リスク・コンプライアンス委員会及びその他の社内の重要な会議に出席し、業務執行に係る情報を入手した上で、適宜意見を述べております。また社内の業務執行者から独立した内部通報の窓口を務めております。
佐藤義幸氏は、弁護士としての企業法務に関する専門的知見に基づき、独立的・客観的な立場からリスクの指摘を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
上山亨氏は、財務及び会計に関する知見に基づき、経営戦略・計画の策定への関与をいただく中で、株主やその他ステークホルダーを意識した意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、適宜これを改定しております。その概要は以下のとおりです。

(業務の適正を確保するための体制)

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令・社内規則の遵守及び企業倫理を定めた「行動規範」及び重要な社内方針・規則を、社内の情報ネットワークを通じて当社グループの取締役と使用人へ継続的に周知し、必要に応じて啓発活動や研修を行う。

また、当社は、当社グループにおける法令や社内規則違反の予防・発見のため、通常の指揮命令系統から独立した内部通報制度を構築・維持する。その運営状況については、取締役または使用人が定期的に監査等委員会及びコンプライアンス担当部署へ報告する。当社のコンプライアンス担当部署は、上記の活動に加え、コンプライアンスを確保する体制を活用し、以下の仕組みによる当社グループのコンプライアンス体制の維持などを通じて、コンプライアンス活動を継続的に推進する。

- a) 「決裁権限表」で定める権限を超えた権限行使の抑止、内部統制手続の維持向上活動とモニタリング
- b) 不正行為に関する役員への報告の義務化
- c) コンプライアンスに関する事項の周知徹底、啓発、導入、報告についてのコンプライアンス担当部署による監督の仕組み

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

また、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、定期的に当社グループのビジネスリスクを検討・評価し、損失のリスクの管理のため必要な体制（リスクの発見・情報伝達・評価・対応の仕組み等）の整備・運用を行う。管理部門管掌役員は、コンプライアンス、内部監査、その他関連部門による活動を通じて、かかるリスク管理体制の整備・運用を横断的に推進する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例取締役会を毎月1回原則として全取締役出席のもとに開催し、「取締役会規程」及び関係法令に定められた重要な意思決定を行う。年次事業計画、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、取締役会において目標達成をレビューし、結果をフィードバックすることにより業務の効率性を確保する。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社の遵法体制その他の業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導及び支援を行う。
 - (2) 当社は、当社グループにおける経営の健全性及び効率性の向上をはかるため、各子会社について、当社の取締役又は従業員を必要に応じて派遣するとともに、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
 - (3) 当社グループにおける経営の健全性の向上及び業務の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社の経営会議での審議及び取締役会への付議を行う。
 - (4) 当社は、当社グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努める。
- ⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会がその職務執行を補助する取締役又は使用人を求めた場合は、これを設置する。この者は、監査等委員会の指示のもと、自ら、あるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析・報告を行うとともに、必要に応じて監査等委員会を補助して実査・往査を行う。
- 監査等委員会の職務執行を補助する使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員会が協議の上、当社の使用人から選任する。当該使用人の業績評価は監査等委員会がこれを行う。当該使用人は監査等委員である取締役の職務執行の補助に関し、監査等委員会の監督のみに服し、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けない。当該使用人は当社の業務の執行にかかわる役職を兼務しない。
- ⑦ 当社グループの取締役等が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、その職務の内容に応じ以下に定めることにつき、月次、四半期毎その他の頻度で定期的に監査等委員会に報告をする。報告担当者は、監査等委員に対し、重要な会議体への出席を要請し、当該会議体の議事録配信や決裁書類の開示等を行う。また、監査等委員会の求めに応じて必要な情報提供、説明を行う。
- ・当社グループの内部統制に関わる部署（内部監査、経理・財務、コンプライアンスその他）の活動報告概要
 - ・重要な会計方針・会計基準及びその変更（変更前に報告）
 - ・経理、財務関連資料
 - ・内部通報制度の運用報告及び受領した通報内容の報告
 - ・会計監査人の当社を担当する監査パートナーの交代
- また、取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査等委員会に報告する。
- 上記報告事項に加え、当社及び子会社の社長及び経理・財務を担当する責任者は、以下の事項を監査等委員会へ報告する。
- a) 当社グループの財務情報を記録・処理・要約・報告する能力に悪影響を与える合理的可能性のある、財務報告に係る内部統制の設計及び運用における重要な不備もしくは欠陥。
 - b) 重大であるか否かを問わず、当社グループの財務報告に係る内部統制において重要な

役割を果たすマネジメントもしくは従業員による不正行為。

当社は、監査等委員会に対して報告を行ったことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保する。

- ⑧ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、当社は速やかにこれに応じることとする。
- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
 - ・ 監査等委員会は、当社グループの内部統制システムの有効性について、内部監査を担当するものと連携を図る。
 - ・ 監査等委員会は、会計監査人を監視するとともに、会計監査人の監査計画、報酬及び非監査業務等について会計監査人とも連携を図り、適切な意思疎通を行う。
 - ・ 監査等委員会の職務の執行において必要な場合、監査等委員会は当社グループの内部監査を担当するもの、その他の部署に所属する使用人と協力してこれを行うことができる。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、グループ全体として毅然とした態度で臨み、取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とする。上記基本方針のもと、「反社会的勢力への対応に関する規程」を制定し、有事の際の対応を定める。
- ⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社及び当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

① コンプライアンス等

リスク・コンプライアンス委員会を四半期毎に1回開催しビジネスリスクに関するモニタリング状況の共有、ミスやクレームの報告をしております。リスク・コンプライアンス委員会には常勤監査等委員も出席し、リスク・コンプライアンスに関する情報共有、課題事項への対応等についての共有を行いました。年間を通し、景品表示法やと不正競争防止法をはじめとした各種研修を行い、コンプライアンス意識の向上に努めました。また、法令及び社内規則の逸脱に関する相談や内部通報を受け付ける「内部通報窓口」を設置しており、内部通報制度に関する研修も全社員を対象に実施し、周知いたしました。

② 内部監査

代表取締役の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・定款・社内規程等の遵守状況について、内部監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び常勤監査等委員に報告いたしました。

③ 監査等委員会の独立性について

当社は、会社規模を考慮して監査等委員である取締役の業務を補佐する従業員は設けておりません。監査等委員である取締役自らが、監査計画や監査等委員会議事録作成などの業務を実施することにより監査業務の独立性の確保を図っております。

④ 法令順守及び取締役の職務執行について

定例取締役会を毎月1回開催し、ここでは事業計画の実現に係る重要な業務に関する意思決定及び業務執行状況の報告を行っております。また、急を要する協議や承認が必要な場合には、臨時の取締役会を開催できる体制をとっております。また、社内取締役と執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、重要な経営課題の対応方針の決定、取締役会議案の審議などを行っております。この経営会議には常勤監査等委員が出席しております。

また、社長及び副社長は、常勤監査等委員である取締役と、重要な経営課題やコンプライアンスに係る意見交換及び情報共有の会議を毎月1回開催しております。また、常勤監査等委員である取締役が必要と認識した場合は、何れの会議にも参加することが可能となっており、監査等委員である取締役が、これらの会議体を通じて、業務執行に係る法令・定款に違反する行為・決定の有無をモニタリング可能とする体制を構築しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

一方で、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当につきましては、内部留保とのバランスを考慮して適切に配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、さらなる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,060,260	流動負債	2,583,879
現金及び預金	4,122,019	買掛金	703,950
売掛金	872,095	短期借入金	300,000
商品	822,057	1年内返済予定の長期借入金	704,494
仕掛品	15,032	未払金	312,059
貯蔵品	3,963	未払費用	133,674
前払費用	79,285	未払法人税等	129,290
その他	146,564	前受金	64,996
貸倒引当金	△757	預り金	16,079
固定資産	866,499	賞与引当金	128,116
有形固定資産	20,264	その他の	91,217
建物	4,271	固定負債	1,935,129
工具、器具及び備品	15,993	長期借入金	1,931,069
その他	0	その他	4,060
無形固定資産	391,085		
ソフトウェア	64,093	負債合計	4,519,008
のれん	326,533	(純資産の部)	
その他	457	株主資本	2,407,751
投資その他の資産	455,149	資本	736,752
関係会社株式	50,000	資本剰余金	725,252
関係会社長期貸付金	50,000	利益剰余金	945,747
長期前払費用	16,350		
繰延税金資産	212,136	純資産合計	2,407,751
敷金及び保証金	102,491	負債・純資産合計	6,926,760
その他	28,572		
貸倒引当金	△4,400		
資産合計	6,926,760		

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		11,652,770
売 上 原 価			8,573,529
売 上 総 利 益			3,079,240
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,474,876
営 業 利 益			604,364
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		311	
為 替 差 益		712	
助 成 金 収 入		1,200	
雑 収 入		6,868	9,092
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		10,694	
支 払 手 数 料		16,275	
固 定 資 産 除 却 損		1,618	
そ の 他		1,031	29,620
経 常 利 益			583,836
特 別 利 益			
負 の の れ ん 発 生 益		4,471	4,471
特 別 損 失			
減 損 損 失		43,645	43,645
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			544,662
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		222,746	
法 人 税 等 調 整 額		△39,220	183,525
当 期 純 利 益			361,136
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			361,136

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,356,242	流動負債	2,228,787
現金及び預金	2,954,428	買掛金	641,790
売掛金	784,658	短期借入金	300,000
商品	494,963	1年内返済予定の長期借入金	633,798
仕掛品	13,655	未払金	186,270
貯蔵品	3,963	未払費用	133,674
前払費用	69,882	未払法人税等	66,846
その他	34,989	前受金	64,996
貸倒引当金	△300	預り金	9,678
固定資産	2,235,513	賞与引当金	120,616
有形固定資産	20,264	その他	71,116
建物	4,271	固定負債	1,911,129
工具、器具及び備品	15,993	長期借入金	1,907,069
無形固定資産	59,307	その他	4,060
ソフトウェア	58,850	負債合計	4,139,916
その他	457	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,155,940	株主資本	2,451,838
関係会社株式	60,000	資本金	736,752
関係会社長期貸付金	1,861,000	資本剰余金	725,252
長期前払費用	10,948	資本準備金	725,252
繰延税金資産	121,713	利益剰余金	989,834
敷金及び保証金	102,279	その他利益剰余金	989,834
その他	4,400	繰越利益剰余金	989,834
貸倒引当金	△4,400	純資産合計	2,451,838
資産合計	6,591,755	負債・純資産合計	6,591,755

損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		9,744,841
売 上 原 価			7,045,264
売 上 総 利 益			2,699,577
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,095,750
営 業 利 益			603,826
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		3,164	
為 替 差 益		835	
助 成 金 収 入		1,200	
雑 収 入		2,225	7,426
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		10,400	
支 払 手 数 料		16,254	
固 定 資 産 除 却 損 失		1,618	
そ の 他		392	28,667
経 常 利 益			582,586
特 別 利 益			
特 事 業 譲 渡 益		8,209	8,209
特 別 損 失			
減 損 損 失		32,652	32,652
税 引 前 当 期 純 利 益			558,143
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		154,201	
法 人 税 等 調 整 額		△1,282	152,918
当 期 純 利 益			405,224

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社いつも
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 柳下 敏男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社いつもの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社いつも及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月12日

株式会社いつも
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柳下 敏男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西村 大司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社いつもの2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

株式会社いつも 監査等委員会

常勤監査等委員 有本康隆 ㊟

監査等委員 佐藤義幸 ㊟

監査等委員 上山亨 ㊟

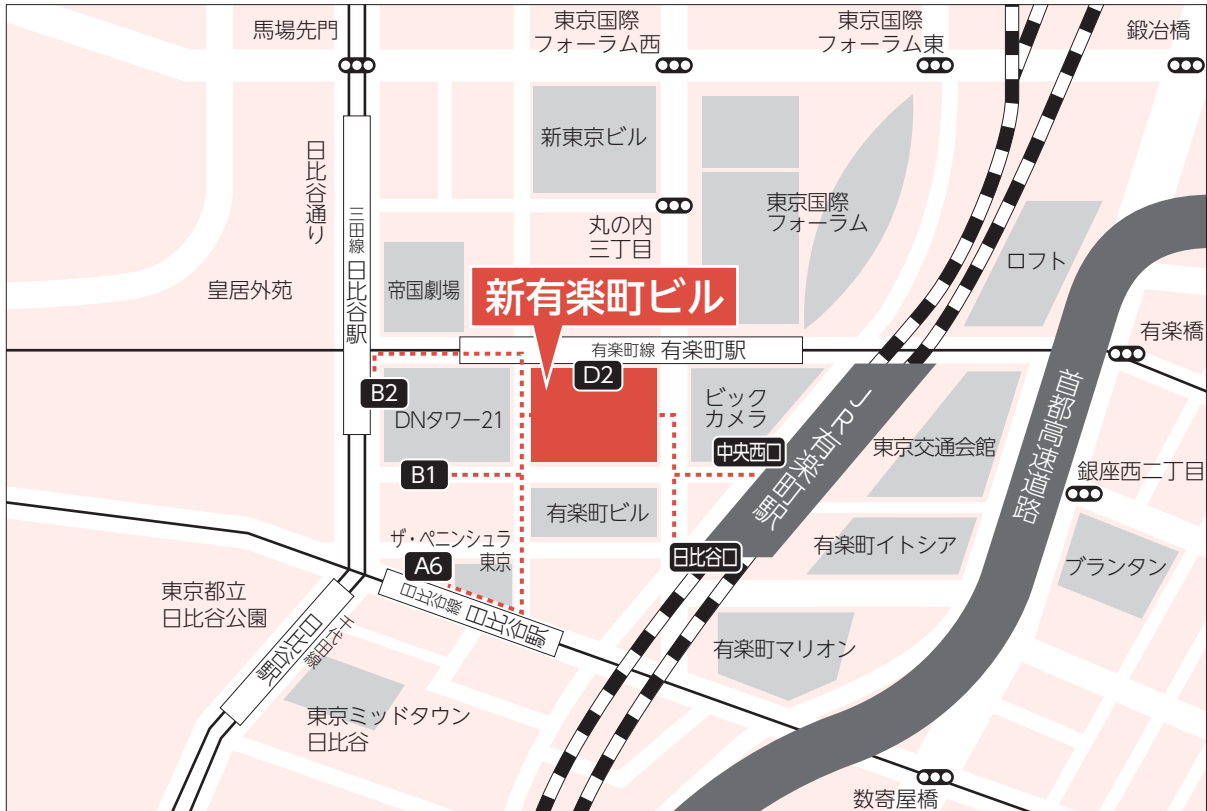
(注) 監査等委員有本康隆、佐藤義幸及び上山亨は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
会 場 新有楽町ビル7階
株式会社いつも 当社オフィス

(昨年の会場より変更となっております。下記の会場ご案内図をご参照のうえご来場をお願い申し上げます。)



- 《交通》 J R 線 : 有楽町駅中央西口／日比谷口より徒歩 1 分
地下鉄有楽町線 : 有楽町駅D 2 出口より連絡
地下鉄千代田線／日比谷線 : 日比谷駅A 6 出口より 3 分
地下鉄三田線 : 日比谷駅B 1 又はB 2 出口より徒歩 3 分

お問い合わせ先 株式会社いつも総務 03-4590-7986



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。